

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 検証結果一覧

No.	事業名	事業の目的	概要	総事業費 (千円)	交付金充 当額 (千円)	実績	効果検証	担当課
1	春日井市物価高騰対応重点支援給付金【住民税非課税世帯分】【物価高騰対策給付金】	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	令和5年度住民税非課税世帯へ現金(7万円)を支給する。	2,075,203	533,330	令和5年度非課税世帯(28,531世帯)	電力・ガス・食料品等の価格高騰により不安を抱える市民に対し、速やかな給付業務を行うことで不安解消に役立った。	生活支援課
2	春日井市物価高騰対応重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ現金(10万円)を支給する。 こども加算給付対象者へ一人につき現金(5万円)を支給する。 新規住民税非課税世帯へ現金(10万円)を支給する。 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯へ現金(10万円)を支給する。 調整給付対象者へ現金(1～4万円)を支給する。	3,362,447	2,555,216	令和5年度均等割のみ課税世帯(4,206世帯) こども加算給付対象者(4,719人) 新規非課税世帯(3,469世帯) 令和6年度均等割のみ課税世帯(1,339世帯) 調整給付対象者(48,919人)	電力・ガス・食料品等の価格高騰により不安を抱える市民に対し、速やかな給付業務を行うことで不安解消に役立った。	生活支援課
3	物価高騰対応重点支援臨時給付金	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	令和6年度住民税非課税世帯へ現金(2万円)を支給する。 令和6年度住民税非課税世帯のこども加算給付対象者へ現金(3万円)を支給する。 不足額給付対象者へ現金(1～4万円)を支給する。	1,009,207	1,009,207	令和6年度非課税世帯(24,000世帯) 令和6年度非課税世帯のこども加算給付対象者(2,700人)	電力・ガス・食料品等の価格高騰により不安を抱える市民に対し、速やかな給付業務を行うことで不安解消に役立った。	生活支援課
4	物価高騰対応重点支援臨時給付金 定額減税補足給付金(不足額給付)	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	令和6年度の定額減税を補足する給付(不足額給付)として、対象者に現金(1～4万円)を支給する。	958,889	47,304	定額減税を補足する給付(不足額給付)対象者 51,118人	電力・ガス・食料品等の価格高騰により不安を抱える市民に対し、速やかな給付業務を行うことで不安解消に役立った。	生活支援課
5	(公立保育園)給食材料費高騰対策	食料価格の高騰に伴い、使用食材の変更等が必要になっていることから、保護者への負担を求めるとなく、従来の献立内容での給食提供を図る。	食材価格の高騰に対応するため、食材費を増額(1食あたり42円増額)	44,362	43,362	述べ対象人数(保育園) 1,039,144人	保護者負担額を増額することなく献立内容を維持でき、保護者の負担を軽減させることができた。	保育課
6	(私立保育園等)給食材料費高騰対策	愛知県と協調し、食料価格の高騰に直面する事業者や保護者の負担軽減を図る。	給食費の増額分に対する補助(1食あたり100円を上限に補助)	73,248	48,444	私立保育園22園、私立幼稚園16園、認定子ども園7園、小規模保育事業所15園、認可外保育施設9施設に対し補助	保護者負担額を増額することなく献立内容を維持でき、保護者の負担を軽減させることができた。	保育課
7	(公立小・中学校)給食材料費高騰対策	食料価格の高騰に伴い、使用食材の変更等が必要になっていることから、保護者への負担を求めるとなく、従来の献立内容での給食提供を図る。	食材を調達する公益財団法人春日井市食育推進給食会への委託料を増額(令和5年度の給食に対し、1食あたり小学校50円中学校55円増額。)	213,281	203,281	述べ対象人数(小中学校) 4,469,746人	保護者負担額を増額することなく献立内容を維持でき、保護者の負担を軽減させることができた。	学校給食課
8	防犯灯電気料補助金	電気代の高騰が続く中、地域の犯罪及び交通事故防止、その他住民の安全確保のため、防犯灯の電気料に対し補助金を交付する。	町内会等が所有する防犯灯の電気料を補助	33,170	32,170	補助町内会数 329団体	電気料の価格高騰により負担が増加している町内会等に対し、速やかな給付業務を行うことで負担を軽減させることができた。	市民生活課
9	春日井市子ども福祉手当	物価高騰に伴い、経済的に支援が必要なひとり親家庭等の子どもを監護する父、母又は養育者に手当を支給することにより、子どもの健全な育成を図る。	市内に住所があり、ひとり親等の条件を満たす18歳到達年度の末日までの子ども(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している父または母が、父または母に監護されない子どもを養育している方への手当支給	96,176	87,189	述べ対象人数 35,700人	電力・ガス・食料品等の価格高騰により負担が増加しているひとり親家庭等の子どもを監護する父、母又は養育者に対し、手当を支給することで、負担を軽減させることができた。	子育て推進課
10	就学援助(拡大部分)	物価高騰に伴い、経済的に大きな影響をもたらしている現在の状況を踏まえ、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費などの援助を図る。	経済的な理由で就学困難な世帯に支援が行き届くよう、準要保護者の認定基準を見直し、支援の対象者を拡大する。	262,198	26,406	基準見直しにより拡大された対象者 330人 支給額 29,437千円	認定基準を拡大することで、物価高騰を始めとする経済情勢の変化に不安を抱える、より多くの世帯に支援を届けることができた。	学校教育課